

令和元年土佐清水市議会定例会 9 月会議会議録

第 2 2 日（令和元年 9 月 3 0 日 月曜日）

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

議事日程

日程第 1 議案第 3 2 号「令和元年度土佐清水市一般会計補正予算（第 3 号）について」
から議案第 7 2 号「工事請負契約の締結について」までの議案 4 1 件
（委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第 2 中央商店街災害復興対策特別委員会の調査及び審査結果の報告について

日程第 3 議員派遣の件

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 3

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

議員定数 1 2 人

現在員数 1 2 人

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

出席議員 1 2 人

1 番	谷 口 佳 保 君	2 番	弘 田 条 君
3 番	武 政 健 三 君	4 番	山 崎 誠 一 君
5 番	吉 村 政 朗 君	6 番	作 田 喜 秋 君
7 番	岡 本 詠 君	8 番	甲 藤 眞 君
9 番	細 川 博 史 君	1 0 番	前 田 晃 君
1 1 番	浅 尾 公 厚 君	1 2 番	永 野 裕 夫 君

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

欠席議員

な し

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	窪内 研介 君	局 長 補 佐	中嶋 由美 君
庶 務 係 主 事	江口 舞 君	主 幹	谷前 恭子 君
主 事	新谷 和洋 君		

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

出席要求による出席者

市 長	泥谷 光信 君	副 市 長	磯脇 堂三 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	戎井 大城 君	税 務 課 長 兼 固 定 資 産 評 価 員	沖 比呂志 君
企 画 財 政 課 長	横山 英幸 君	総 務 課 長	中津 健一 君
危 機 管 理 課 長	倉松 克臣 君	消 防 長	宮上 眞澄 君
消 防 次 長 兼 消 防 署 長	味元 博文 君	健 康 推 進 課 長	山下 育 君
福 祉 事 務 所 長	吉永 敏之 君	市 民 課 長	中津 恵子 君
まちづくり対策課長	中尾 吉宏 君	観 光 商 工 課 長	二宮 眞弓 君
農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	和泉 政彦 君	水 道 課 長	谷崎 清 君
じ ん け ん 課 長	早川 聡 君	特別養護老人ホーム し お さ い 園 長	岡田 旭生 君
収 納 推 進 課 長	西原 貴樹 君	教 育 長	弘田 浩三 君
こ ども 未 来 課 長	伊藤 牧子 君	生 涯 学 習 課 長	田村 五鈴 君
教育センター所長兼 少年補導センター所長	亀谷 幸則 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	井上 美樹 君
監査委員事務局長	文野 喜文 君		

～～～～・～～～～・～～～～

午前 10 時 00 分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さんおはようございます。定刻でございます。

ただいまから、令和元年土佐清水市議会定例会 9 月会議第 22 日目の会議を開きます。

日程第 1、市長提出議案第 32 号「令和元年度土佐清水市一般会計補正予算（第 3 号）について」から議案第 72 号「工事請負契約の締結について」までの議案 41 件を一括議題といたします。

ただいまから、各委員会の審査結果について委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 弘田 条君。

（予算決算常任委員会委員長 弘田 条君登壇）

○予算決算常任委員会委員長（弘田 条君） 皆さんおはようございます。令和元年土佐清水市議会定例会 9 月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告

いたします。

1、議案第32号「令和元年度土佐清水市一般会計補正予算（第3号）について」

（1）歳入については、特に意見もなく了承いたしました。

（2）歳出中、6款1項5目ジオパーク推進費について、委員から、環境省が建設中のビジターセンターについて国立公園の案内所の役割を担うこととなっているが、ジオパークの拠点施設としての建物の利用について問題ないのかとの質疑がありました。

執行部の説明によりますと、ジオパーク活動において、まずジオパークの拠点施設はこれからさらに活動を推進する上で必要になること、また国立公園のビジターセンターについては地域の自然を保全して活用する目的の施設であり、基本的にはジオパークと同じ目的、理念を持っているという観点から環境省とこれまで協議を重ね、ジオパークの担当業務が入るということについては理解を得ているとのこととあります。

また、委員からビジターセンターの費用とジオパーク拠点施設として必要な費用の内訳について質疑があり、執行部によりますと、職員体制としてジオパークの専任が4人ないし5人、ビジターセンターの運営担当が3人で想定しており、そこで利用するノートパソコンや机といったものを今回計上している。予算としては14節の機械器具借り上げ料として30万2,000円計上しており、そのうち5人分がジオパーク分となるとのこととあります。

また、委員から市が直営することへの認識について質疑がありました。

執行部によりますと、市が直営で行うのか地元の人たちと協議会を設立するのか、または既存の団体に任せるのか等の議論を行い、一旦は既存の団体が行うことに決定していたが、人材不足や人材育成の観点等から市が直営で行う方向で進めることになり、国立公園の管理、そしてジオパークの推進を効率的に行っていくことになったとのこととあり、了承いたしました。

2、議案第33号「令和元年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」

議案第34号「令和元年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第2号）について」

議案第35号「令和元年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）について」

議案第54号「令和元年度土佐清水市一般会計補正予算（第4号）について」

以上、4件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

3、議案第36号「平成30年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算の認定について」

（1）歳入については、特に意見もなく了承いたしました。

(2) 歳出中、2 款 1 項 1 2 目がんばる地方推進費について

委員から、集落活動センター推進事業について、決算審議における事業説明書では事業の課題として「この取り組みが地域全体へ広がっていない」と書かれているが、広まるというのはどういうことをいうのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、集落活動センターに携わる方が固定化しているため、若年層や下川口地区全体、さらには他地域にも影響を与えたいという意味で挙げているとのことであります。

また、委員から集落支援員の業務内容についての質疑に対し、執行部の説明によりますと、地域間の調整や行政機関との調整を行い、地域を限定した形で集落に入って活動を行っており、地域おこし協力隊を卒業した者が非常勤の特別職である集落支援員として配属になっているとのことであります。

さらに委員から、今後この下川口の集落活動センターの取り組みが、ほかの地域の典型として成功してもらいたいという思いがあるが、補助が3年限定となっており、補助が終わってからも自立できるかが大きな課題になると思うが、今後どう考えているのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、課題は主体的に取り組むメンバーが固定化をしていることで心配もしているが、皆が頑張っているので持続可能となるよう、バックアップしながらひとり立ちできるよう取り組みを強めていきたいとのことであり、了承いたしました。

同じく、歳出中、6 款 1 項 3 目観光振興費について、委員からジョン万次郎NHK大河ドラマ化実現事業について質疑がありました。

執行部の説明によりますと、商工会議所と連携し、ジョン万大河ドラマを実現化するため署名活動や要望、NHKへの陳情、リーフレットやうちわなどを作成しているとのことであります。

さらに委員からNHKの陳情についての質疑があり、執行部の説明によりますと、年に1回、県の実行委員会のメンバーがNHK放送センターを訪問し要望活動を行っているとのことであります。

別の委員から、市民祭あしずりまつり事業補助金に関して、これまで青年会議所にあしずりまつりの協力をいただいていたが、来年はどうなるのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、祭りを運営する中心的なメンバーとして、特に寄附集めを青年会議所が中心に行ってきたが、青年会議所が解散するという状況であるので、市長が委員長を務める実行委員会全体で検討していくとのことであります。

また、別の委員から、大型客船の回航経費補助に関連して、あしずり港への年間寄港回数についての質疑に対し、執行部の説明によりますと、例年1隻から2隻、多いときで2隻にとどまっているとのことであります。さらに同委員から大型船が寄港して土佐清水市にどれだけの

経済効果があるかとの質疑に対し、執行部から３０年度に２隻、につぼん丸とばしふいっくびいなすが寄港し、乗船客数が両船とも４１０人ずつ、８２０人が寄港し、ジョン万次郎資料館に７３０人程度が入館したほか、足摺岬経由で竜串にバスで巡回し、大月町や四万十市を周遊する方もいるとの説明がありました。

さらに同委員から、岸壁で出会った乗客から「もっと清水を見たいがバスやタクシーなど移動手段がない」との声があった事例を紹介し、もっと清水を見てもらうための対策について要請を行いました。

また、別の委員から爪白キャンプ場再整備事業について、工事費や備品購入費についての質疑があり、執行部の説明によりますと、備品購入費の９，７２０万円は改修工事に含まれており、起債、県の補助対象になっている。財源は総事業費３億８，５９２万３，７３３円のうち、過疎債で３億８，２６０万円、県から過疎債充当後の市の実質的な負担分の２５．５％の交付金が後年度に交付され、一般財源が２，８５７万４，０００円となるということです。本年４月以降の利用状況についても、８月末までに３，５８８人の宿泊があり、月平均の目標値が７２７人に対し、現状は８９７人との報告も受け、了承いたしました。

４、議案第３７号「平成３０年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議案第３８号「平成３０年度土佐清水市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議案第３９号「平成３０年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議案第４０号「平成３０年度土佐清水市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議案第４１号「平成３０年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

議案第４２号「平成３０年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議案第４３号「平成３０年度土佐清水市水道事業会計歳入歳出決算の認定について」

以上、７件については、特に意見もなく了承いたしました。

以上の意見を付して、議案第３６号「平成３０年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第４３号「平成３０年度土佐清水市水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの一般会計及び各特別会計歳入歳出決算等につきましては、採決の結果、それぞれ認定することと決定いたしました。

なお、決算審査を通じまして、次年度の予算に反映するよう意見があった事項や各委員から指摘のあった事項などについては、今後の予算編成、予算執行においても十分留意されるよう要請いたします。

○議長（永野裕夫君） 続いて、総務文教常任委員会委員長 甲藤 眞君。

（総務文教常任委員会委員長 甲藤 眞君登壇）

○総務文教常任委員会委員長（甲藤 眞君） 令和元年土佐清水市議会定例会 9 月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第 45 号「土佐清水市課設置条例の一部を改正する条例の制定について」

執行部から、来年 1 月から現在の観光商工課内にあるジオパーク推進室を新たに課に昇格させる条例案で、新しい課名と所管する事務分掌について追記する議案であるとの説明を受けました。

委員から、課を新設したときの経費の見通しについて説明を求めました。

執行部の説明によりますと、今回の補正予算は 12 月から向こう 4 カ月分であり、その中にはビジターセンターに新たに雇用する任期付職員の人件費、ビジターセンターの維持管理費ということで 410 万円を補正。年間では、およそ 1,500 万円という形であるが、現在でもジオパーク推進室には補佐以下 4 名の職員がいるので、課となってふえるのは現状の職員配置で言えば、課長補佐と課長の人件費の差額分だけ増額になるということです。

また、委員から課新設のメリットについて説明を求めました。

執行部によりますと、今まで行政、ジオガイドを初め、ジオパークにかかわる人々が一緒に集まり、協議し、活動する場所、拠点がなかったことがクリアできること。竜串を訪れる観光客の皆さん、ジオガイドの皆さんもジオサイトが近くにあることでさまざまな活動等をより身近に感じることができること。観光客、ジオサイトを学ぶ学生、専門家、国立公園にかかわる方、ジオサイトにかかわる方などのビジターセンター利用者の満足度につながると思われること。メリットについて、以上 3 点の説明を受けました。

その後、討論が行われ、反対討論として、あえて課を外に出す必要はないし、課を新設する必要もないと思う。ジオパークについては基本的に認定ではなく、環境保全の取り組みとしてやっていく。その延長線上に、その成熟度によって認定があるというふうに思っているので、認定のために課を設置するのはいかがなものかと思う。人件費については、ビジターセンターの運営費はいずれにしても 1,500 万円とのことであるが、課を設置すれば課長級の人件費がかかるわけなので、あえて外へ出て取り組むほどのメリットがあるのかとを感じる。外へ出て、1 つのきっかけにするのもわからないではないが、その点についてはもうちょっと考えた方がいいのではないか。庁内で対応した方がいいのではないか。国立公園にかかわる業務も大事な

と思うが、今までやってきたということだが、それはそれで別に外でやらなくてもいいのではないか。以上のようなことから、この案件については反対するというものでありました。

賛成討論のほうは多くありましたので、まとめた形でその趣旨を報告させていただきます。

土佐清水市の観光産業の現状を考えたとき、総合戦略の1つとして竜串再生事業があり、ジオパーク構想がある。未来のビジョンの中での戦略の1つと考える。

ビジターセンターができることで、地元とのかかわり方も密接になることから期待感も高い。

国立公園というものが、ジオパークにおいても大きな看板になり得る。メリット、デメリットを考えるとメリットの方が大きいと考える。

熱心に活動されている多くのボランティアの皆さんの大きな励みになる。

以上のとおり、質疑、討論がなされた後、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決いたしました。

2、議案第47号「土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」

議案第49号「土佐清水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第50号「土佐清水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第51号「土佐清水市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第52号「土佐清水市消防団員の定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第55号「土佐清水市市民センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第56号「土佐清水市情報通信用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第58号「土佐清水市立中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第59号「土佐清水市立市民文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第60号「土佐清水市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第65号「土佐清水市海洋生物研究施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正

する条例の制定について」

議案第 7 1 号「土佐清水市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について」

以上、12 件については、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会に付託を受けました事件について、採決の結果、議案第 4 5 号については賛成多数により、そのほかの議案については全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

○議長（永野裕夫君）　続きまして、産業厚生常任委員会委員長　谷口佳保君。

（産業厚生常任委員会委員長　谷口佳保君登壇）

○産業厚生常任委員会委員長（谷口佳保君）　令和元年土佐清水市議会定例会 9 月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第 7 2 号「工事請負契約の締結について」

執行部の説明によりますと、農林水産課が所管する市の重点事業「メジカ産業再生プロジェクト」に伴い整備する施設、残渣加工施設の工事について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第 2 条、議会の議決に付すべき契約 1 億 5,000 万円を超える入札額となったことに伴い、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めるものとのことであります。

施設の概要については、浦尻残渣加工施設の加工能力が 1 時間 1 トン、1 日当たり 5 トンを予定しており、延べ面積は 680 平方メートルとなっている。また、この事業は防衛省のリマ区域周辺漁業用施設設置事業を活用して行うもので、工事の内容は建築主体工事、機械設備工事、電気設備工事、プラント設備工事となっており、工期については議決後に工事に着手し、令和 2 年 5 月下旬の完成を予定しているとのことであります。

委員から、残渣加工施設に関連して、今後のメジカ産業再生プロジェクトの取り組みについて説明を求めました。

執行部の説明によりますと、残渣加工施設完成後は共同加工施設の工事を行う予定となっており、今年度、種子島周辺漁業対策事業を活用して実施設計業務を行い、防衛省の事業ヒアリングを経て、来年度から 2 年をかけて共同加工施設の建設を予定しているとのことであり、了承いたしました。

2、議案第 4 4 号「土佐清水市物流センターの設置及び管理に関する条例の制定について」

議案第 4 6 号「土佐清水市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第 4 8 号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第 5 3 号「工事委託協定の変更について」

議案第 57 号「土佐清水市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第 61 号「土佐清水市竜串ふれあいセンターの設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第 62 号「土佐清水市立福祉センター使用条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第 63 号「土佐清水市共同生産作業所設置条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第 64 号「土佐清水市斎場条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第 66 号「宿泊温泉施設足摺テルメの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第 67 号「あしずり港交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第 68 号「土佐清水市公園条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第 69 号「土佐清水市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第 70 号「土佐清水市給水条例の一部を改正する条例の制定について」

消費税増税に関する議案を含め、以上 14 件については、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

○議長（永野裕夫君） 以上で各委員会の審査結果の報告は終わりました。

ただいまから、委員長報告に対する質疑に入ります。

予算決算常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

次に総務文教常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

次に産業厚生常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

以上で委員長報告に対する質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午前 10 時 28 分 休 憩

午前 10 時 58 分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

ただいまから討論に入ります。討論の通告がございますので、発言を許します。

7 番 岡本 詠君。

（7 番 岡本 詠君登壇）

○7 番（岡本 詠君） 私は議案第 45 号「土佐清水市課設置条例の一部を改正する条例の制定について」に対して、反対の立場で討論させていただきます。

まず、9 月会議前の 8 月 30 日に開催された産業厚生常任委員会の中で、国立公園ジオパーク推進課を新設する理由として、担当課からこのような説明がありました。1、ジオパーク推進活動の拠点施設として明確化される。2、住民との距離が近くなる、イコール、ジオパーク活動の普及・啓発が促進される。3、ジオパーク推進活動とビジターセンター機能の連携により、利用者の満足度向上につながる等のメリットがあることから、室から課に昇格すると同時に事務所をビジターセンター内に移動することとする。と、このような説明をいただいたわけですが、これ課を新設する理由と言えるものなののでしょうか。課をわざわざ新設せずに、今のジオパーク推進室がそのままの体制でビジターセンターに事務所を移転するだけで済む問題だと思います。

この説明を聞いたほかの委員からも、ジオパークに対する市民の認識が今の現状では新たに課をつくるとなると市民からは反発があるのではというような意見もありました。私もこのような理由では到底市民の理解を得られるとは思いません。ジオパークの取り組みは市民の協力なくしてはあり得ないはずなのに、市民の反発を買うようなやり方では本末転倒ではないのでしょうか。ビジターセンターの運営とジオパークの推進は、これまでのジオパーク推進室でも十分に対応できると思いますし、本市の非常に厳しい財政状況の中、ジオパーク推進室を課に昇格させるということは、課長が 1 人ふえることにより人件費がさらにふえるわけで、支出を極力抑えなければならない本市の状況を考えると、これはいかななものかと思います。

市長は常々、子供は宝と言われています。例えば、本市は昨年から学校給食に取り組んでい

ますが、下ノ加江小学校の保護者の話では学校給食のカート搬入のために工事をして新たにつくったプラットフォームは市の設計ミスでコンテナを通すことができず、市民の血税でつくったプラットフォームはいまだに使用することすらできないままになっています。そのため、わざわざ玄関から搬入しているとのことですが、安全面や衛生的に考えてもリスクがあると思います。そのような理由から早く使えるように直してほしいと市の職員に言っても、予算がないから直せないと言われるそうです。

○議長（永野裕夫君） 岡本議員。これは討論であります、少しかけ離れた討論になっているというふうに思っておりますので、修正をお願いします。

○7番（岡本 詠君） 議長、いいですか。

○議長（永野裕夫君） はい、どうぞ。

○7番（岡本 詠君） 討論の中の意見なので、最後まで聞いた上で判断をいただきたいです。よろしいでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 岡本議員。これはですね、討論は45号についての反対討論というふうになっております。ですから、今はその討論は45号の反対討論に値しないというふうに判断をしております。

（「議事進行」の声あり）

○議長（永野裕夫君） どうぞ。

（10番 前田 晃君自席）

○10番（前田 晃君） 今、岡本議員のほうから話ありましたように、反対討論が1つの全体の中身として討論しているわけですので、45号にかかわる財政上の問題ですのですね。かかわる問題だという押さえ方で議事運営をお願いしたいと思います。

（「議事進行」の声あり）

○議長（永野裕夫君） 弘田君。

（2番 弘田 条君自席）

○2番（弘田 条君） 僕はそうは思いません。やはり今45号にかかわらないと僕は思いますので、そういう意見です、僕は。

（「議事進行」の声あり）

○議長（永野裕夫君） 細川議員。

（9番 細川博史君自席）

○9番（細川博史君） 今言われましたように、45号に関しての問題でございますので、それ以外のことは意見は謹んでもらいたいと思います。

（「議事進行」の声あり）

○議長（永野裕夫君） 前田議員。

（１０番 前田 晃君自席）

○１０番（前田 晃君） 議長のほうで判断をしていただきたいのですが、予算にかかわる問題で給食の問題を取り上げているわけですので、関係がないということは私はないと思います。最後まで討論を、ぜひできるようにですね、取り計らいをお願いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 段々な発言出ましたが、通告と言いましょうか、この討論というのは、その条例またその予算、そしてその４５号に対してのその討論でございます。これは最大解釈をする必要、全くございません。４５号についての討論ということでお願いをいたします。

岡本議員。

（７番 岡本 詠君登壇）

○７番（岡本 詠君） その４５号の反対討論なわけですよね。４５号が課設置条例によって新たに国立公園ジオパーク推進課を設置といいますか、新たにつくるという内容の条例ですよね。それをするによって、予算的に厳しいんじゃないですかというところを説明しているんですけど、この討論、どこが外れているのでしょうか。

○議長（永野裕夫君） それはですね、今の４５号につきましては、確かに今の課設置条例についてということを議長のほうは討論受け付けしております。今、中身の中に給食センター等々の話が出てきております。これは全く４５号と関係ないというふうに、そういう認識をしておりますので、そのことについては削除していただきたいというふうに思います。

岡本議員。

（７番 岡本 詠君登壇）

○７番（岡本 詠君） だから例えばですね、予算を組んでこういう条例制定によってですね、さらに予算が圧迫されるというふうな理由から反対討論をいたしております。その理由についてですね、例えば１つの比喻として、この給食センターを取り上げています。この学校給食のカート搬入ですね、下ノ加江小学校のカート搬入、これについて一旦最後まで、まだ途中ですので、何を私が言わんとしているのか。

（「議事進行」の声あり）

○９番（細川博史君） 今も言われましたように、４５号につきましては設置条例の制定についての反対討論でございますので、それ以外のことは、今言うここにふさわしくないといっておりますので、４５号についての反対討論をお願いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 岡本議員。

（７番 岡本 詠君登壇）

○７番（岡本 詠君） だから、削除とか訂正とかって言う前に、それでしたら最後まで私が

何を言わんとしているのか聞いて、それから判断をお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 議長といたしまして判断いたします。

この４５号については、４５号についての反対討論というふうに受けとめております。これ以上論議をいたしますと、発言をこのままでは停止をするということになるかというふうに思いますので、ぜひその辺をお含みおきの上、続けて討論をお願いいたします。

○７番（岡本 詠君） そうしたら、引き続き反対討論をいたします。

市のほうから予算がないと言われるそうです。課長１人ふやす人件費は出せるのに子供たちの給食の安全に係る予算はないということでしょうか。市政運営とは、そういった子供たちや市民の利益を最優先に考えて予算を組むべきであり、本市の財政状況から見ても新たに国立公園ジオパーク推進課をつくることは私は今やるべきことではないと思いますし、もっとほかにやらなければならないことがあるのではないのでしょうか。議員の皆様にはよくよく御検討の上、御判断をお願い申し上げます。

以上、私の反対討論といたします。

○議長（永野裕夫君） 続きまして、討論の通告がございますので発言を許します。

９番 細川博史君。

（９番 細川博史君登壇）

○９番（細川博史君） 私は議案第４５号「土佐清水市課設置条例の一部を改正する条例について」、賛成の立場から賛成討論をさせていただきます。

本市が推進するジオパーク構想において、活動する上で拠点となる施設が必要不可欠であり、現在環境省が整備しているビジターセンターをその拠点施設として利用することが最適であると考えております。

ビジターセンターというのは、国立公園国定公園内の自然情報、地質、地形、動植物などを展示し、解説しながら公園の利用案内を行う施設でもありますし、ジオパークと同じ目的、理念を有しており、ジオパークの推進活動の拠点として利用することで大変メリットが大きいと考えております。現在の室のままで事務所をビジターセンターに移すとなると、本庁舎からかけ離れていることとなるため、事務処理、決裁などにおいて時間的ロスが生じることとなり、こういった不効率な事務処理を回避するためには決算権を有する課長を配する必要があると思います。

また、日本ジオパーク認定に向け、ジオパークの推進に取り組む本市といたしましての意気込み、姿勢、機運をさらに高めることということにおいても、現在の室から課にすることが有益であり、また認定に向け少なからずプラスに働くのではないかと考えております。課にするということで、新たに管理職、課長級が必要なこととなることから、職員人件費は今まで以上

に増加となりますが、それ以上のメリットがあり、有益であると判断いたします。

以上のことから、議案第４５号土佐清水市課設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成をいたします。

○議長（永野裕夫君） 続いて、討論の通告がありますので発言を許します。

１０番 前田 晃君。

（１０番 前田 晃君登壇）

○１０番（前田 晃君） 市民のこえの前田晃です。私は議案第４５号「土佐清水市課設置条例の一部を改正する条例の制定について」に対して、反対の立場で討論を行います。

私はこれまで市が進めてきました、このジオパークの取り組みにつきましては、環境学習や地域学習、環境保全活動にかかわる側面は高く評価をしております。

しかしその一方で、この取り組みが市民の声というより行政主導の認定ありきの取り組みとして進められてきたこと。また、自然を守る純粋な環境保全活動というよりも、観光や地域の活性化といった経済活動と結びつけた取り組みとして位置づけられてきたことに対しまして、その問題点を指摘させていただき、市民本位の、そして環境保全活動及び教育啓発活動として取り組むことを要請をいたしました。私たちを育ててきた本市の豊かな自然環境と歴史や文化を将来にわたって守ることについては、誰も反対する人はいないでしょう。とりわけ自然環境については私たちの生活や生存を支える土台であり、その保全は市民の共通認識となっています。

しかしながら、ジオパークの認定を得ることや、それを通して観光や地域経済を活性化させることについては、この間の啓発活動を経てもなお多くの市民の共通の認識になっているとは思えません。市民の皆さんは自然環境の保全を望んではいても、ジオパークの認定を望んでいないのではないかと思います。また、観光や地域経済の活性化を望んではいても、ジオパークでそれが実現できると考えているのではないかと思います。仕分けをして冷静でシビアな市民の声をしっかりと聞く必要があるのではないのでしょうか。

この３月に本市で講演をしました、日本ジオパーク委員会の中田委員長は、地域住民の参加がなければジオパークは成功しないと繰り返し強調しました。また、本市の認定を見送ったジオパーク審査結果報告書は、ジオパークで観光客数が増加した地域はほとんどないと述べ、観光や経済活動を目的にすることを強く戒めてもおります。ジオパークの市民の支持がまだ得られていない中での今回のジオパークの課の新設は、市民にとっては寝耳に水であり、しかも新たに設けられる課長職の人件費と環境省ビジターセンターの管理運営のための人件費、これは課の新設にかかわりなく必要になるものだとしましても、合わせておおよそ１,５００万円から２,０００万円の費用が新たに必要になるということになると、なおさら市民の理解を得られる

ものではありません。

限られた予算の中で、どこに重点を置いて予算配分をし、人員を配置するのか。私はそれは先ほどの岡本議員の反対討論にもあったように、今はジオパーク活動ではないと思います。皮肉なことですけれども、ジオパークの対象となる本市の自然、風土の中で培われた市民の自主・独立の気風からすれば、ジオパークで1つにまとめることはそれほど簡単なことではないのではないのでしょうか。トップダウンなら、なおさらのことだと思います。取り組みへの合意と納得が得られるまでには、長い時間が必要だと思います。課を新設するのではなく、庁内の教育委員会か生涯学習課の中に位置づけをして、市民の誰もが納得できる自然環境の保全と教育、啓発の取り組みを腰を据えてじっくりと取り組むべきだと私は考えます。

以上の理由で、議案第45号に対する反対の意思を表明しまして私の討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

議案第32号「令和元年度土佐清水市一般会計補正予算（第3号）について」、議案第33号「令和元年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」、議案第34号「令和元年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第2号）について」、議案第35号「令和元年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）について」及び議案第54号「令和元年度土佐清水市一般会計補正予算（第4号）について」の補正予算案5件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。よって議案第32号から議案第35号までの4件及び議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に議案第36号「平成30年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立多数であります。よって議案第３６号は認定されました。

次に議案第３７号「平成３０年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第３８号「平成３０年度土佐清水市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第３９号「平成３０年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第４０号「平成３０年度土佐清水市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第４１号「平成３０年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第４２号「平成３０年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定について」及び議案第４３号「平成３０年度土佐清水市水道事業会計歳入歳出決算の認定について」の決算認定にかかわる議案７件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、いずれも認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。よって議案第３７号から議案第４３号までの議案７件は認定されました。

次に議案第４４号「土佐清水市物流センターの設置及び管理に関する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立多数であります。よって議案第４４号は原案のとおり可決されました。

次に議案第４５号「土佐清水市課設置条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立多数であります。よって議案第４５号は原案のとおり可決されました。

次に議案第４６号「土佐清水市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決すること

に賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。よって議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に議案第47号「土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。よって議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に議案第48号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。よって議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に議案第49号「土佐清水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。よって議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に議案第50号「土佐清水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。よって議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に議案第５１号「土佐清水市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。よって議案第５１号は原案のとおり可決されました。

次に議案第５２号「土佐清水市消防団員の定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。よって議案第５２号は原案のとおり可決されました。

次に議案第５３号「工事委託協定の変更について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。よって議案第５３号は原案のとおり可決されました。

次に議案第５５号「土佐清水市市民センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第７１号「土佐清水市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について」までの消費税の税率引き上げに関連する議案１７件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（永野裕夫君） 起立多数であります。よって議案第５５号から議案第７１号までの１７件は原案のとおり可決されました。

次に議案第７２号「工事請負契約の締結について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。よって議案第７２号は原案のとおり可決されました。

ただいま、市長から議案第７３号「宿泊温泉施設足摺テルメの指定管理者の指定について」が提出されました。

お諮りいたします。この際、議案第７３号を日程に追加し議題といたしたいと思います。これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第７３号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案第７３号を議題といたします。職員に議案を朗読いたさせます。

（議案朗読）

○議長（永野裕夫君） 議案の朗読は終わりました。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君登壇）

○市長（泥谷光信君） ただいま、御提案いたしました議案第７３号について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第７３号「宿泊温泉施設足摺テルメの指定管理者の指定について」であります。

現在の指定管理者が今年度末までとなっております宿泊温泉施設足摺テルメの指定管理について、令和２年４月１日から１年間、引き続き株式会社アクトリゾートを指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

この際、各位をお願いいたします。議案第７３号については所管の委員会に付託し、審議を願うこととしております。この点、十分お含みおきの上、質疑をなされますようお願いいたします。議案第７３号について、質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第７３号は、お手元に配付をしております議案付託表のとおり、産業厚生常任委員会に付託をいたします。この後、直ちに産業厚生常任委員会を開催を願います。

この際、暫時休憩をいたします。

午前 11 時 30 分 休 憩

午後 1 時 58 分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて、会議を開きます。

ただいまから、産業厚生常任委員会の審査結果についての報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長 谷口佳保君。

（産業厚生常任委員会委員長 谷口佳保君登壇）

○産業厚生常任委員会委員長（谷口佳保君） 令和元年土佐清水市議会定例会 9 月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第 73 号「宿泊温泉施設足摺テルメの指定管理者の指定について」

執行部の説明によりますと、宿泊温泉施設足摺テルメの指定管理者の指定管理期間が令和 2 年 3 月 31 日までとなっており、4 月以降の指定管理者及び指定期間について議会の議決を求めるものとのことであります。

現在の指定管理者である株式会社アクトリゾートから引き続き契約の希望があり、本来 5 年の指定期間を、現施設の状態、現指定管理者の管理状況から、抜本的に今後の施設のあり方について検討が必要との判断により、短期間の 1 年間とし、この間に今後の方向性を明確にしたいと考えているとのことであります。

委員から、今回の議案は期間を単年度にすることだけで減免等の協定について変更はないのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、基本的には現在の協定内容を 1 年間引き継ぐ予定である。現在パートタイムを含めて 40 人ほどの雇用もあり、足摺岬の中核施設として赤字の中でも足摺観光のイメージの保持及び雇用についても頑張っているとの評価もしており、減免規定についても今の条件でもう 1 年継続していきたいとのことであります。

また同委員から、赤字のために減免を繰り返していくのは税金を投入していることにもなり、市民の納得は得られないと思う。売却も視野に入れるとの市長答弁も引用し、売却についての見解を求めました。

執行部からは、テルメについて幾つかの企業から問い合わせがあり、また、アクトリゾートからも引き続き指定管理の希望があり、将来的には購入も考えているとの話もある。来年 3 月末で指定管理期間が切れると、観光施設は 6 カ月先の予約を入れているので予約状況にも重大な影響が及ぶこととなり、また 40 人近い従業員の生活も左右することになるため、1 年間の指定管理として議決をいただいた後、今年度 3 月末までに今後のあり方について詰めた協議をしていきたいとのことであります。

同委員から売却も視野に入れた検討を要請し、その他特段の意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

○議長（永野裕夫君） 以上で、産業厚生常任委員会委員長の報告は終わりました。

ただいまから委員長報告に対する質疑に入ります。

産業厚生常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

ただいまから討論に入ります。討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

議案第73号「宿泊温泉施設足摺テルメの指定管理者の指定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。よって議案第73号は原案のとおり可決されました。

ただいま、市長から議案第74号「土佐清水市長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」並びに同意案第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」及び第3号「土佐清水市教育委員会委員の任命について」が提出されました。

お諮りいたします。この際、議案第74号並びに同意案第2号及び第3号を日程に追加し議題といたしたいと思います。これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第74号並びに同意案第2号及び第3号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案第74号並びに同意案第2号及び第3号を議題といたします。職員に議案を朗読いたさせます。

（議案朗読）

○議長（永野裕夫君） 議案の朗読は終わりました。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長（泥谷光信君） ただいま御提案いたしました議案第74号及び同意案第2号、第3号について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第74号「土佐清水市長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

平成31年度ごみ収集運搬業務委託契約締結事務及び平成30年度に実施した高知県中山間地域生活支援総合補助金生活用水確保支援事業において、不適切な事務処理と指導監督行為があり、市行政に対する信頼を失墜させた事案については土佐清水市職員の懲戒処分に関する公表基準に基づき、8月30日開催の総務文教常任委員会で報告したところであります。

本案は、行政の責任者である市長の責任は重いとの認識から、みずから処分を行うものであります。私が給料月額100分の10を1カ月、また事務方のトップである副市長も給料月額100分の5を1カ月、令和元年10月の給料から減額することを議会にお諮りするものであります。

今後は、このような事態を招くことがないように、事務処理の再確認とチェック体制の強化を図り、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

次に、同意案第2号は「固定資産評価審査委員会委員の選任について」であります。

平成28年12月17日から同委員として御尽力を賜っておりました、川渕洋明氏が本年12月16日をもって任期満了となります。この間における同氏の御労苦と御努力に対しまして、心から敬意と感謝を申し上げますところであります。

つきましては、その後任として野村仁美氏を選任いたしたいと存じます。

野村氏は、平成31年3月まで本市職員として勤務し、税務課長や総務課長を歴任され、豊富な行政経験に加え、その人格・識見は同委員として最適任であると考え、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

次に、同意案第3号は「土佐清水市教育委員会委員の任命について」であります。

平成27年10月9日から同委員として御尽力を賜っております、山下佳一氏が、本年10月8日をもって任期満了となります。この間における同氏の御労苦と御努力に対しましては、心から敬意と感謝を申し上げますところであります。

つきましては、同氏の教育振興に対する豊富な経験と知識はもとより、人格・識見とも同委員として最適任者であると考え、引き続き山下佳一氏を任命いたしたく御提案する次第であります。

なお、平成27年4月1日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部

を改正する法律」により、任期は令和４年１２月２３日までの３年間とするものであります。

どうか御審議をいただき、議決及び同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（永野裕夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

議案第７４号並びに同意案２号及び第３号について、質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第７４号並びに同意案第２号及び第３号については、会議規則第３７条第３項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第７４号並びに同意案第２号及び第３号については委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

議案第７４号「土佐清水市長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、原案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。よって議案第７４号は原案のとおり可決されました。

次に、同意案第２号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、同意の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。よって同意案第２号は同意することに決しました。

次に、同意案第３号「土佐清水市教育委員会委員の任命について」、同意の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。よって同意案第３号は同意することに決しまし

た。

日程第２、「中央商店街災害復興対策特別委員会の調査及び審査結果の報告について」を議題といたします。

ただいまから、中央商店街災害復興対策特別委員会の報告を求めます。

中央商店街災害復興対策特別委員会委員長、弘田 条君。

（中央商店街災害復興対策特別委員会委員長 弘田 条君登壇）

○中央商店街災害復興対策特別委員会委員長（弘田 条君） 平成３１年１月２日に発生した中央商店街の大規模災害は１１棟を全焼し、焼失面積は約１,５００平方メートルと、本市始まって以来の大災害となりました。

当中央商店街災害復興対策特別委員会は、１月２１日に開会した平成３１年土佐清水市議会定例会１月会議において、火災後のがれき撤去を目的に組織したところであります。

２月１日には高知県庁を訪問し、県知事と県議会議長に大規模火災に対する早期再建・復興支援に関する要望書を提出し要請を行いました。尾崎知事からは「土佐清水市の中心商店街復興に向け、協力を惜しまない」とのお言葉をいただき、高知県議会２月定例会には関連予算案を提出、可決されました。

本市においても、２月１８日に再開した平成３１年土佐清水市議会定例会２月会議において、土佐清水市被災建物等撤去等支援事業分担金徴収条例案及び火災により損傷した商店街の街路灯の修繕費用のほか、火災がれきの撤去費等にかかる費用として１,３００万円を補正計上し、全会一致で可決いたしました。これにより、被災された方々の負担が軽減されたことは大変感謝しております。

がれき撤去の工事も終了し、今９月会議においては、がれき処理について土佐清水市清掃センター最終処分場での最終的な処分方法として、再度分別作業を行った後、安全性を高めるため遮水シートを敷いた上でうめ立て工事を行う工事請負費等２７８万３,０００円が予算計上され、本日議決されたことに伴い、所期の目的を達成することができたものと考えております。

当委員会といたしましては、当委員会の役割を終了したと判断し、今後の諸問題につきましては所管の委員会に託すこととし、全員一致をもちまして、中央商店街災害復興対策特別委員会を解散することといたしました。

議員各位及び執行部の皆様におかれましては、御支援、御協力に対し、厚く御礼申し上げ、当委員会の報告といたします。

○議長（永野裕夫君） 報告は終わりました。

ただいまから、委員長報告に対する質疑に入ります。

中央商店街災害復興対策特別委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。以上で委員長報告に対する質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

ただいまから討論に入ります。討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

中央商店街災害復興対策特別委員会の調査及び審査結果の報告について、採決いたします。

委員長の報告に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。よって中央商店街災害復興対策特別委員会の調査及び審査結果の報告については可決されました。

中央商店街災害復興対策特別委員会につきましては、ただいまの報告が可決されたことにより解散となりますので御報告をいたします。

日程第3、「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び土佐清水市議会会議規則第167条の規定に基づき、お手元に配付のとおり関係議員を派遣いたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。よって議員派遣については、そのように決しました。

今9月会議において受理した陳情はお手元に配付した陳情付託表のとおり、所管の委員会に付託し、休会中の継続審査といたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

この際、執行部の挨拶を許します。

市長。

（市長 泥谷光信君登壇）

○市長（泥谷光信君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

9月定例会議に提案を申しあげました各案件につきましては、追加提案をさせていただいた人事案件も含め、全て適切なる御決定をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、9月の敬老の日を中心に市内各地では敬老祝賀会が開催されておりますが、本年度、

めでたく８８歳をお迎えになる方は市内で１５３名、また１００歳以上の方が６名、さらにこ
とし新たに１００歳を迎えられる方が７名いらっしゃいますので、あすから対象の皆様方の家
庭を訪問させていただき、敬老祝い金を送り、心からのお祝いを申し上げる予定であります
が、いつまでも生まれ育ったふるさとで、人間としての尊厳と誇りを持って元気に安心して暮ら
していけるよう、今後も高齢者福祉の充実に取り組んでまいります。

結びに当たり、議員各位におかれましては残暑厳しい中ではありますが、健康には十分に留
意され、ますます御健勝で市勢発展のために御指導、御尽力を賜りますようお願いを申
し上げまして、簡単ですが閉会の御挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） これをもちまして、令和元年土佐清水市議会定例会９月会議を終了い
たします。お疲れさまでございました。

午後 ２時２０分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

土佐清水市議会 議長

副議長

署名議員

署名議員